

毎週火、金曜日発行（但休日当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇規則

地方事務所長事務委任等に関する規則の一部改正

◇告示

生活保護法に基づく指定医療機関の所在地変更
生活保護法に基づく医療機関の指定
医療法に基づく身分を示す証票の交付
医療法に基づく身分を示す証票の返納
あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師
法に基づく臨検検査証票の交付
漁業法に基づく司法警察員の指名
建設業者の登録
建設業者の更新登録
農業委員会の設置
右同

◇公安告示

昭和二十八年炭製炭傳習の場所等設定
道路交通取締法に基づく交通制限

◇教委告示

定例教育委員会の開催

◇正誤

昭和二十五年八月五日鳥取県条例第三十五号

中訂正

規則

地方事務所長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年七月三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

鳥取県規則第四十九号

地方事務所長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

地方事務所長事務委任等に関する規則（昭和二十八年五月鳥取県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「但し、民生課所管事項中第三十五号から第三十七号までについては、」を「但し、民生課関係中第三十七号から第三十九号までについては、」に改める。

同条民生課関係中第四号を削り、第五号を第四号とし、以下第十一号まで一号ずつ繰り上げる。

同条民生課関係に第十一号として次の一号を加える。
十一 児童福祉施設（助産施設、母子寮、保育所）の設備等一部変更の認可に関する事（児童福祉法施行規則三七の三）

同条民生課関係に次の二号を加え第三十五号を第三十七号として以下順次繰り下げる。

三十五 国民健康保険条例の制定、変更及び廃止の認可に関する事（国健法八の二三）

三十六 国民健康保険の診療報酬の認可に関する事（国健法八の六）

同条経済課関係第一号中「火薬十三キログラム以内、」を「火薬二十五キログラム以内、」に、「爆薬五キログラム以内」を「爆薬十五キログラム以内」に、「雷管二百箇以内」を「雷管三百箇以内」に、「導火線四百メートル以内」を「導火線五百メートル以内」に改め、第五号を削り第六号を第五号として以下順次繰り上げる。

同条山林課関係に次の六号を加える。
十一 一般林道、奥地林道、民有林開発緊急林道の設

計及び工事の指導監督に関する事

（林業施設補助規則五）
（民有林開発緊急林道施設補助要綱五）

十二 治山関係事業の設計及び工事の指導監督に関する事（県建設工事執行規則八）

十三 造林臨時措置法に基く伐採跡地等の報告に関する事（造林臨時措置法二四）

十四 造林臨時措置法に基く認定調査に関する事（同 二五）

十五 公有林野分收造林規程第一条の補助金の交付及びこれに伴う竣工検査に関する事（公有林野分收造林規程一）

十六 立木の伐採許可に関する事（森林法一六、一八）

第三条中「但し、民生課所管事項中第一号から第三号までについては、」を「但し、民生課関係中第一号から第三号までについては、」に改める。

同条民生課関係中第四号を削り、第五号を第四号として以下順次繰り上げる。

同条民生課関係に次の一号を加える。

三十四 国民健康保険の診療報酬の認可に関する事（国健法八の六）

同条経済課関係第一号中「火薬十三キログラム以内、」を「火薬二十五キログラム以内、」に、「爆薬五キログラム以内」を「爆薬十五キログラム以内」に、「雷管二百箇以内」を「雷管三百箇以内」に、「導火線四百メートル以内」を「導火線五百メートル以内」に改め、第五号を削り、第六号を第五号として、以下順次繰り上げる。同条経済課関係に次の八号を加える。

二十八 犢生産検査実施に関する事（犢生産検査条例）

二十九 牛馬籍に関する事。（牛馬籍条例）

三十 有畜農家創設事業用家畜導入の認証に関する事（有畜農業創設要綱）

三十一 家畜商免許に関する事（家畜商法三）

三十二 蜜蜂転飼許可に関する事（蜜蜂転飼条例）
三、四、五、七、八の一）

三十三 種牡牛（中家畜）の種付報告に関する事（種畜検査）

三十四 牧野調査の報告に関する事（牧野法）

三十五 孵化計画及び成報告に関する事（種禽検査）

同条山林課関係に次の六号を加える。

十一 一般林道、奥地林道、民有林開発緊急林道の設計及び工事の指導監督に関する事

（林業施設補助規則五）
（民有林開発緊急林道施設補助要綱五）

十二 治山関係事業の設計及び工事の指導監督に関する事（県建設工事執行規則八）

十三 造林臨時措置法に基く伐採跡地等の報告に関する事（造林臨時措置法二四）

十四 造林臨時措置法に基く認定調査に関する事（同 二五）

十五 公有林野分收造林規程第一条の補助金の交付及びこれに伴う竣工検査に関する事（公有林野分收造林規程一）

十六 立木の伐採許可に関すること(森林法一六、一八)
附 則
この規則は、公布の日から施行し、昭和二十八年五月一日から適用する。

告示

鳥取県告示第二百九十号

昭和二十五年十一月鳥取県告示第五百五十三号をもつて公示した生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定による指定医療機関中次のように所在地変更の届出があつた。

昭和二十八年七月三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

名称 鳥取県副知事 鈴木 武

順天療院 旧 東伯郡由良町大字由良宿五五番五地 新 五五六番一地在 地

鳥取県告示第二百九十一号
生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定による医療機関を次のように指定する。
昭和二十八年七月三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

名称 診療科名 所在地

消化器病研究所 外科、胃腸科 東伯郡由良町由良宿附属病院

古布庄村国民健康保険直営診療所 内科 古布庄村大字古

天野 医院 産婦人科、内科、小児科 泊村大字園六七

鳥取県告示第二百九十二号

医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第二十五条の規定による当該吏員の身分を示す証票を昭和二十八年五月一日次の者に交付した。
昭和二十八年七月三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

第二号 鳥取県事務吏員 河原信則

第三号 〃 北浦基義

第八号 〃 瀬川徹

第二二号 〃 竺原幸富

第一四号 〃 井上道夫

第一五号 〃 実重一郎

第一七号 〃 遠藤計

第二〇号 〃 米沢弥一郎

第二七号 鳥取県技術吏員 島田哲郎

第二八号 鳥取県事務吏員 千石弘道

鳥取県告示第二百九十三号

昭和二十八年五月一日次の者から医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第二十五条の規定による当該吏員の身分を示す証票の返納があつた。

昭和二十八年七月三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

第二号 鳥取県事務吏員 森原敏直

第三号 〃 筒井勳

第八号 〃 新田剛

第二二号 〃 原田幸則

第一四号 〃 河崎正人

第一五号 〃 安場一彦

第一七号 〃 今田元義

第二〇号 〃 吾郷匡明

鳥取県告示第二百九十四号

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法(昭和二十二年法律第二百十七号)第十条の規定による臨検検査証票を昭和二十八年六月十五日次のように交付した。

昭和二十八年七月三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

番号	職名	氏名
一	事務吏員	高田 勇
二	"	山形 利男
三	"	河原 信則
四	"	岡本 竜雄
五	技術吏員	石亀 一実
六	事務吏員	前島 節藏
七	"	河原 治美
八	技術吏員	原 満津子
九	事務吏員	北浦 基義
一〇	"	米沢 弥一郎
一一	技術吏員	石川 シガ
一二	事務吏員	瀬川 徹
一三	"	鈴木 光男
一四	技術吏員	倉垣 清一
一五	事務吏員	竺原 幸富
一六	"	井上 道男
一七	技術吏員	樋口 田鶴

- 一八 事務吏員 実重 一郎
- 一九 " 坂本 秀男
- 二〇 技術吏員 鈴木 慶吾
- 二一 事務吏員 遠藤 計
- 二二 " 佐藤 清美
- 二三 " 千石 弘道

鳥取県告示第二百九十五号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第七十四条第五項の規定により、司法警察員として職務を行う者を昭和二十八年六月二十六日次のとおり指名した。

昭和二十八年七月三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 木

氏名 職名 勤務所 摘要

山本宣夫 技術吏員 水産課 漁政係長 漁業監督吏員

堀光藏 " " 単丸船長

鳥取県告示第二百九十六号

早栗 操 " 水産試験場
山本 勳 " 水産試験場
兼水産課

水産試験場 場長

登録番号

登録年月日

商号又は名称

主たる営業所の所在地

申請者氏名

鳥取県知事登録 (三) 第二百五七号 昭和二十八年四月二十一日

川 端 組

日野郡江尾町大字小江尾六五一

川端 勇雄

" 第二百五八号 "

米原 工務店

" 二部村大字三部

米原 虎市

" 第二百五九号 "

有限会社光水道工業所

鳥取市西町二九三

米花 典正

" 第二六〇号 "

八瀬川 組

八頭郡國中村大字米岡五四七

八瀬川 兼松

" 第二六一号 "

因伯土 建

" 散岐村大字散貫一、一二二

中山 孫市

" 第二六二号 "

吉村 組

鳥取市西品治町六二四の二

吉村 秀義

" 第二六三号 "

谷村 組

西伯郡大山村大字今在家

谷村 益信

" 第二六四号 "

三上 組

日野郡山上村大字茶屋

三上 義隆

" 第二六五号 " 五月二十一日

奥村建設株式会社

鳥取市川端三丁目三六

奥村 元治

" 第二六六号 "

伊藤 組

" 中町一

伊藤 行夫

" 第二六七号 " 六月八日

佐久間 組

八頭郡下私都村大字上大坪

佐久間 増実

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第八条の規定により次のように建設業者登録簿に登録した。
昭和二十八年七月三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 木

武

鳥取県告示第二百九十七号
建設業法（昭和二十四年法律第百号）第八条の規定により次のように建設業者登録簿に更新登録した。
昭和二十八年七月三日

鳥取県 知事 職務代理者
鳥取県 副知事 鈴木 木 武

主たる営業所の所在地

登録番号	登録年月日	商号又は名称	申請者氏名
鳥取県知事登録 (ろ) 第二一〇号	昭和二十八年 三月二十二日	米子瓦斯株式会社	赤沢 正道
" 第二一二号	"	恒成建設	恒次 稔
" 第二一三号	" 三月二十六日	橋谷組	橋谷 幸吉
" 第二一四号	"	関西水道工業有限公司	富本 純一
" 第二一五号	" 五月八日	中野組	中野 義晴
" 第二一六号	"	伯田組	伯田 修
" 第二一七号	" 六月十五日	八千代建設株式会社	南口 良平

鳥取県告示第二百九十八号
農業委員会法（昭和二十六年法律第八十八号）第二条第
二項及び第五十条第二項の規定により、昭和二十八年七

月一日鳥取市に次のとおり農業委員会が新たに設置され
た。
昭和二十八年七月三日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 鈴木 木 武
農業委員会
鳥取市湖山農業委員会
元の湖山村の区域

同右 松保"	" 松保村"
同右 大正"	" 大正村"
同右 末恒"	" 末恒村"
同右 明治"	" 明治村"
同右 吉岡"	" 吉岡村"
同右 東郷"	" 東郷村"
同右 豊実"	" 豊実村"
同右 千代水"	" 千代水村"
同右 美穂"	" 美穂村"
同右 神戸"	" 神戸村"
同右 大和"	" 大和村"
同右 大郷"	" 大郷村"
同右 倉田"	" 倉田村"
同右 面影"	" 面影村"

鳥取県告示第二百九十九号

農業委員会法（昭和二十六年法律第八十八号）第二条第
二項及び第五十条第一項の規定により、昭和二十八年七
月一日気高郡青谷町に次のとおり農業委員会が設置され
た。

昭和二十八年七月三日

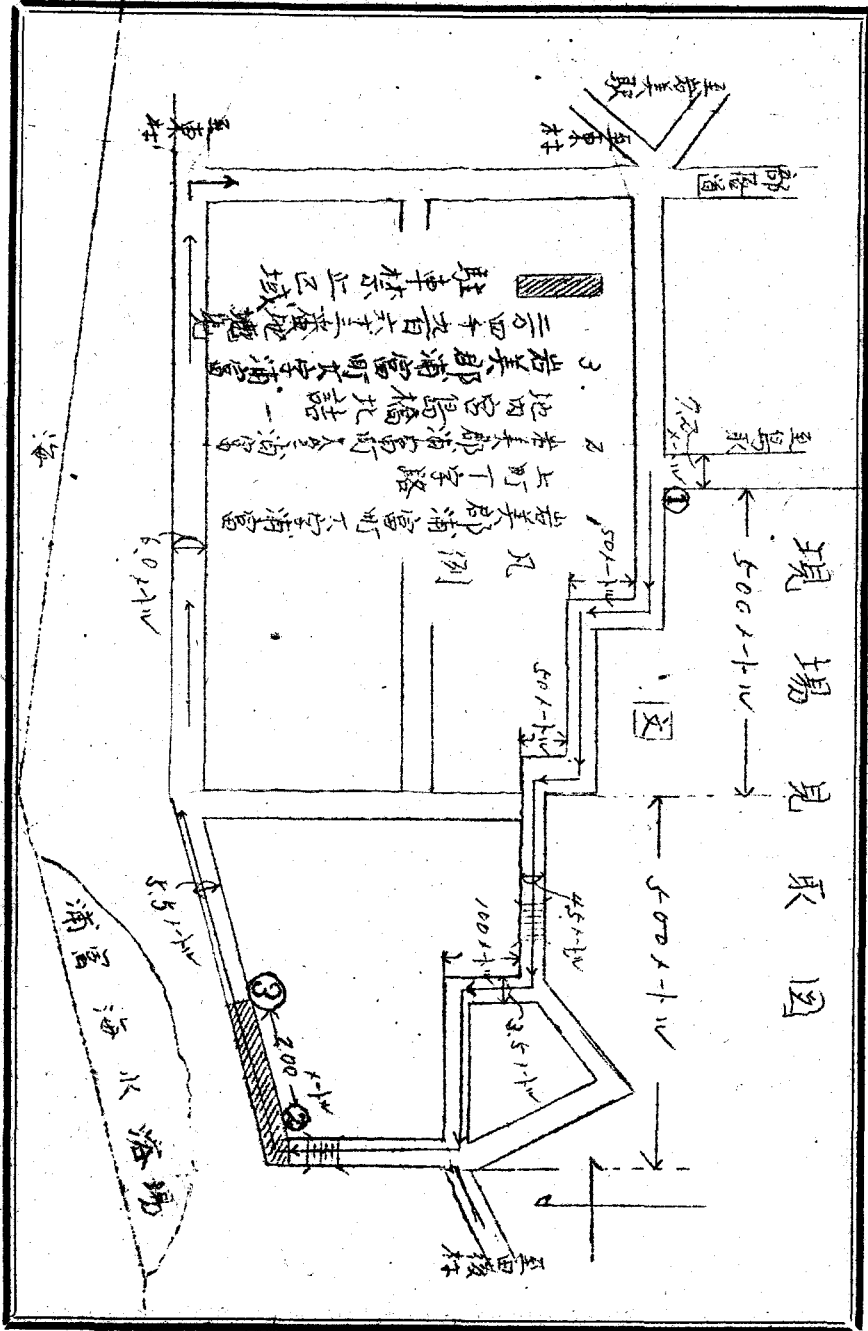
鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 木 武

農業委員会 気高郡青谷町青谷農業委員会	元の青谷町の区域
同右 勝部"	" 勝部村"
同右 中郷"	" 中郷村"
同右 日置谷"	" 日置谷村"

鳥取県告示第三百号

鳥取県製炭傳習要綱（昭和二十八年六月鳥取県告示第二
百八十三号）第四条の規定により、昭和二十八年度にお
ける製炭傳習の場所及び傳習生の人数を次のように定め



現場見取図

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四号

道路交通取締法第六条の規定により、次のとおり交通制限をする。

昭和二十八年七月三日
鳥取県公安委員会
制限の場所

- る。
- 昭和二十八年七月三日
- 鳥取県知事職務代理者
- 鳥取県副知事 鈴木 武
- 一 傳習場所
- 鳥取県東伯郡竹田村
- 〃 日野郡根雨町
- 二 傳習生の人數
- 各 一五人

- (1) 県道網代―岩美停車場線 岩美郡浦富町大字浦富一、七一九番地地先から同地内宮島橋南詰に至る一、二〇〇メートルの間
 - (2) 岩美郡浦富町大字浦富地内宮島橋北詰から同地内二四、九六三番地地先に至る二〇〇メートルの間
- 二 制限の種別
- (1) については車馬を一方交通とする。
 - 図面に示す↓の方向に向い一方のみ通行し、矢の反対の方向から通行することを禁ずる。
 - (2) については駐車を禁止する。
- 三 制限の期間
- 昭和二十八年七月十五日から同年八月三十一日まで毎日午前六時から午後八時までの間。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十三号

定例教育委員会を次のとおり開催する。

昭和二十八年七月三日

鳥取県教育委員会委員長 伊佐田基藏

一 日時 昭和二十八年七月六日 午前十一時

二 場所 教育委員会々議室

三 議題 学校予算定員について

その他

正 誤

昭和二十五年八月五日鳥取県公報号外鳥取県条例第三十五号中誤植があるので次のように訂正する。

頁段 誤

正

第三条中「預託しようとする日まで」とあるを「その家畜の預託放牧終了の日まで」に改める。

第四条を次のように改める。

第四条を次のように改める。

昭和二十八年四月十日第三種郵便物認可

発行 火 金

印 發

鳥取県鳥取市東町取
鳥取市東町取
鳥取市東町取
鳥取市東町取

刷 所 縣